

岩国市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を執行し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和元年11月26日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 桑 田 勝 弘

1 監査の対象

- (1) 建設部下水道課
- (2) 選挙管理委員会事務局
- (3) 水道局
- (4) 錦中央病院
- (5) 美和病院
- (6) 下水道事業 建設部下水道課、建設部都市排水施設課、由宇総合支所農林建設課、玖珂総合支所農林建設課、周東総合支所農林建設課、錦総合支所農林建設課、美和総合支所農林建設課

2 監査の実施期間

令和元年9月24日から同年10月10日まで

3 監査委員の交代

監査委員のうち、令和元年11月15日付けで、片岡勝則委員が、桑田勝弘委員に交代した。

4 監査の手続

監査に当たっては、主として令和元年度の財務に関する事務(予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務)の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

5 監査の結果

令和元年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。